

ワイエム証券の証券総合取引約款・規定集の改定について

2020 年 7 月 13 日より、約款・規定集を改定いたします。下線部分が改定箇所になります。

●ワイエム証券の証券総合取引約款 第 3 章 国内外貨建債券取引

新	旧
第 40 条（受渡期日） 国内外貨建債券の受渡期日は、お客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3 営業日目</u> とします。	第 40 条（受渡期日） 国内外貨建債券の受渡期日は、お客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4 営業日目</u> とします。
附則（<u>2020 年 7 月 13 日</u>変更） この約款は、 <u>2020 年 7 月 13 日</u> よりお客様とのお取引に適用します。	附則（<u>2019 年 6 月 1 日</u>変更） この約款は、 <u>2019 年 6 月 1 日</u> よりお客様とのお取引に適用します。

以上